

漂流・漂着物対策に資する経済産業省の施策

平成 24 年 3 月 23 日
経 済 産 業 省

平成 18 年 6 月に環境省が海岸管理者に対して行った漂流・漂着ゴミアンケートでは、漂流・漂着ゴミの運搬・保管や処分に苦慮しているものとして、流木や漁具類に次いで、ペットボトル、ビン・缶、ポリ容器等の容器包装も挙げられている。これらの漂流・漂着ゴミには、海外からの漂着物も含まれているが、国内で発生したものも含まれている。

このため、国内において、事業者等による容器包装廃棄物の排出抑制等を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。

1. 容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進

同法では、家庭などで一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、その減量と資源の有効利用の確保を図るため、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者のリサイクル義務を規定している。また、平成 18 年 6 月に成立した一部改正法において導入された、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置も平成 19 年 4 月より施行され、小売業者におけるレジ袋対策等の強化が図られたところ。

(参考) 経済産業省における容器包装リサイクル法関係の予算 376 百万円の内数
(平成 24 年度政府予算案額)

2. 3R の普及啓発

毎年 10 月を「3R 推進月間」と位置づけて普及・広報活動を行っている。

※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省、消費者庁の 8 省庁で実施。